

成績等に関する事項

〔教科・科目の履修及び修得〕

1. 履修と修得

(1) 本学院の当該教育課程にある教科・科目を全て履修し修得する。

2. 履修の認定

(1) 各学年の当該教科・科目の授業時間数の 70% 以上の出席をもって、当該教科・科目の履修を認定する。

(2) 各学年の当該教科・科目の欠席時間数が 30% を超え 40% 未満で、その欠席理由がやむを得ないと認められた時は、許容欠席時間数まで補充することができる。欠席時間数が、40% 以上となる者の補充は、原則として、これを認めない。

(3) 認定は、(1)(2) の状況等に基づき、教職員会の審議を経て、学院長が行う。

(4) 特別な事情のある学生については、前項までの規定によらず、別途審議することができる。

3. 修得認定の基準

(1) 認定の基準は、履修が認定された教科・科目とその単位数について、前期、後期等の各試験等の成績がその教科・科目に定められている目標に照らし、一定の成績を超えているものとする。

(2) 認定は、試験等の成績等に基づいて各教科・科目の担当者が判定し、教職員会の審議を経て、学院長が行う。

〔試験〕

4. 試験等の受験資格

(1) 履修の認定を受けた教科・科目でなければ、科目修得のための試験等を受けることができない。

(2) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

出席時間数が、歯科衛生士養成所指定規則及び歯科技工士養成所指定規則に定める時間数を満たしていない者。

学費その他納入金を所定の期日までに完納していない者。

5. 試験の告示

(1) 試験については、日時、科目、方法などを事前に告示する。

6. 試験結果の発表

(1) 試験の結果は、当該試験終了後 2 週間以内に発表する。

7．定期試験

- (1)前期試験及び後期試験は、原則として学期末までに行う。
- (2)前項のほか、臨時に試験を行うことがある。
- (3)試験等の成績は、1科目100点満点として60点以上を合格とする。
- (4)実習については、特に試験によらず、平素の成績によって合否を決定することがある。

8．追試験

- (1)疾病その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかつた時は、追試験を受けることができる。
- (2)追試験を受ける学生は、所定の追試験願を提出し、学院長の許可を受けなければならない。
- (3)追試験は、原則として学期末までに行う。
- (4)追試験は、その試験結果の得点より1割を減じた点数を評価点とする。

9．再試験

- (1)不合格の科目について、再試験を受けることができる。
- (2)再試験を受ける学生は、所定の再試験願を提出し、学院長の許可を受けなければならない。
- (3)再試験は、原則として学期末までに行う。
- (4)再試験は、原則として1科目2回までとする。
- (5)再試験は、1科目100点満点として60点をもって評価点とする。

10．再試験及び追試験の受験料

- (1)再試験及び追試験の受験料は、1科目につき2,000円とする。

11．不正行為

- (1)試験において不正行為及び試験監督者の命令、指示に従わなかつた者は、直ちに退場とする。
- (2)前項の不正行為があつた者に対しては、当該科目の試験を無効とするほか、以後の登校を停止するなどの厳重な処分を行う。

12．禁止事項

- (1)試験においては下記事項を禁止する。

遅刻入場

ただし、遅刻者のうち、乗物の遅延など相当の理由がある場合は、試験開始後20分以内に限って入場を認める。

試験開始後40分以内の退場

文具の貸し借り

〔進級及び卒業の認定〕

13．進級及び卒業の認定

- (1)学生の進級及び卒業の認定は、本学院の教育課程に義務づけられた各教科・科目の履修と修得状況に基づき、教職員の審議を経て、学院長が行う。

休学、退学、欠席、遅刻、早退等に関する事項

1. 休 学

- (1) 疾病その他やむを得ない理由により休学しようとする時は、所定の休学願を提出し、学院長の許可を受けなければならない。なお、主たる理由が疾病の場合は、医師の診断書を添付する。
- (2) 休学期間は、3 か月以上当該学年末までとする。当該学年末を超える場合は、再度、休学願を提出する。
- (3) 学院長は、疾病その他やむを得ない理由により就学が不相当と認められる場合は、休学を命ずることがある。
- (4) 休学期間は、通算して2年を超えることができない。
- (5) 休学期間は、在学期間に算入しない。

2. 退 学

- (1) 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする時は、所定の退学願を提出し、学院長の許可を受けなければならない。
- (2) 学院長は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して、退学を命ずることがある。
 - 素行不良で改しゅんの見込がない者
 - 疾病により卒業の見込がない者
 - 学力劣等で卒業の見込がない者
 - 正当な理由がなく引続き1か月以上欠席した者
 - 正当な理由がなく学費等を滞納し、督促を受けても納入しない者
 - 在学年限を超えた者
 - 本学院の秩序を乱し、その他学生としてふさわしくないと認められる者

3. 欠席、遅刻、早退

- (1) 疾病その他やむを得ない理由により授業および学校行事を欠席、遅刻、早退するときは、その理由をあらかじめ所定の届出書において提出すること。なお、傷病により1週間以上欠席する場合は医師の診断書を添付すること。
- (2) やむを得ない理由により事前の届け出ができなかったときは、その理由を付して登校の際に速やかに届け出すること。
- (3) 欠席、遅刻、早退は1日単位とする。
- (4) 欠課は、1講時の1/3を超えた場合に1時間欠課とする。

学校生活(活動)留意事項

1. 学生は、本学院の諸規則などに従い、学生としての本分に反する行為のないようにすること。また、よき社会人として良識と責任感に基づいた行動をとること。
2. 服装は、本学院の学生として品位を保ち、清潔で活動的なものであること。
3. 校舎内は土足禁止とし、必ず上履きを使用する。
4. 実習衣、上履きなどは本学院指定のものとする。
5. 援業、実習以外で本学院敷地外に出る場合、実習衣の着用は禁止する。
6. 本学院敷地内での喫煙は厳禁する。
7. 下校は特別の場合を除き午後5時までにする。午後5時までには下校できないときは、その理由を担任に申し出し、許可を得ること。
8. 昼休みなどに校舎敷地外に出るときは、外出の理由を担任に申し出し、許可を得ること。
9. 本学院からの学生への通知・連絡・呼出は、原則として掲示板に行く。
10. アルバイトを行うときは、事前に届け出し、次の事項を遵守すること。
アルバイト届出用紙に所要事項を記入し提出する。
学業に支障をきたすと思われるときは禁止することがある。
歯科医療機関ならびに歯科技工士所などのアルバイトは、その業務が歯科衛生士法、歯科技工士法に抵触する恐れがある場合は禁止する。
深夜営業、危険有害業務、風俗営業その他学生に不相応なアルバイトは禁止する。
11. 自家用車及びバイクでの通学は厳禁する。
12. 学業及び学生生活において全校生の模範となり、最も優秀と認められた学生に、卒業時「学院長賞」を授与する。
13. 教職員会において成績優秀と認められた学生に、「優秀賞」を授与する。
14. 欠席の無かった学生に、「皆勤賞」を授与する。